

鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第5回）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県特別高圧電力料金高騰対策補助金（第5回）（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、エネルギー価格の高騰が長期化していることに鑑み、特別高圧受電中小事業者及び特別高圧受電商業施設等入居者の電気料金負担に対し緊急に支援することを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「特別高圧受電中小事業者」とは、鳥取県内に所在する事業所において、小売電気事業者と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下単に「中小企業者」という。）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下単に「中小企業等協同組合」という。）をいう。
- （2）「特別高圧受電商業施設等入居者」とは、施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者と契約を締結し、特別高圧で受電する鳥取県内に所在する大型商業施設等に入居して店舗（現金自動預入払出兼用機の設置のみで営業する店舗その他別に定める店舗を除く。）を運営する中小企業者又は中小企業等協同組合（契約に基づき電力を使用して応分の負担を行う者に限る。）をいう。
- 2 前項各号の者には、次の各号のいずれかに該当する者は含めないものとする。
 - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - （3）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の交付）

- 第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる区分に応じた者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助対象者が行う補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に対し、同表第4欄により算出する額（1円未満の額は切り捨てる。）以下とし、その上限は同表第5欄に掲げる額とする。

（交付申請及び実績報告の時期等）

- 第5条 規則第5条の規定による本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）及び規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、商工労働部企業支援課長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 交付申請及び実績報告は、様式第1号によるものとする。
 - 3 規則第5条第1号及び第2号に掲げる交付申請に添付する書類並びに規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる実績報告に添付する書類は、様式第2号によるものとする。

（交付決定及び交付額の確定）

- 第6条 本補助金の交付決定及び規則第18条第1項の規定による交付額の確定は、原則として、前条第1項の規定による交付申請及び実績報告を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 前項の規定により交付決定及び交付額の確定を行ったときは、様式第3号により通知する。

（補助金の支払）

第7条 補助事業者への補助金の支払は、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定に基づき行うものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第8条 本補助金の補助対象経費には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(関係書類等の保存)

第9条 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間は、本補助金の交付に関する帳簿及び書類を保存しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、補助事業者が、規則第21条に規定するほか、偽りその他不正行為によって交付を受けたことが判明した場合は、同条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に本補助金を支払っているときは、規則第22条の規定により所要の額の返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、規則第18条第1項の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(捜査機関等への情報提供)

第11条 知事は、補助事業者が、前条に規定する偽りその他不正行為によって交付を受けた可能性があると認めるときは、補助事業者が提出した関係書類等を、要請に応じて捜査機関等に提供することができる。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 補助事業	令和7年7月分から同年9月分までの特別高圧電力の使用	
2 補助対象者	① 特別高圧受電中小事業者	② 特別高圧受電商業施設等入居者
3 補助対象経費	各補助対象者の令和7年7月分から同年9月分までの特別高圧電力の使用料金（従量制）	
4 補助率	定額 注）算定方法：令和7年7月及び同年9月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量（1kWh未満は切り捨てる。以下同じ。）に1.0円を乗じた額、令和7年8月の電気の使用に係る検針により得られた電気使用量に1.2円を乗じた額の合計額（1円未満は切り捨てる。）	
5 補助金上限額	500万円	大型商業施設等ごとに500万円 ※一の大型商業施設等における申請額の合計が、500万円を超える場合は、当該大型商業施設等における各特別高圧受電商業施設等の入居者の補助上限額は、500万円の範囲内において、各特別高圧受電商業施設等入居者の使用量に応じて按分した額とする。